

契約書添付【個人情報取扱特記事項】の改正について

南あわじ市個人情報安全管理措置要領（令和6年3月5日策定）において、個人情報取扱業務の委託については、「個人情報取扱事項に関する遵守状況チェックリストを委託業者から提出させること」と定められています。

このため、契約締結時に契約書に追加する「個人情報取扱特記事項」について、下記のとおり遵守状況の報告規定の改正を行います。

記

【個人情報取扱特記事項】

（現行）

（遵守状況の報告）

第14 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること、及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。



（改正）

（遵守状況の報告）

第14 発注者は、個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めることとし、必要があると認めるときは、当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

【適用】

令和7年4月1日以降に契約する案件から適用

○個人情報を取り扱う事務を委託する契約においては、「個人情報取扱特記事項」を契約書に追記するとともに、その内容を遵守していただく必要がありますので、ご留意ください。

○発注者から遵守状況の報告を求められた際は、速やかに「遵守状況チェックリスト」の提出をお願いします。

※市の標準契約書には、あらかじめ「個人情報取扱特記事項」を挿入し、契約書の一部として綴じ込めるようにしています。

（この件に関する問い合わせ先）

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310